特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	枚方市　個人住民税事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、個人住民税事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

枚方市長

公表日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の概要	地方税法及び地方税法に基づく条例に従い、以下の個人住民税事務を行う。 1. 賦課事務 　納税者、税務署及び給与・年金の支払者より収受した「市・府民税申告書」「給与支払報告書」「年金支払報告書」「確定申告書」等の課税資料を元に、個人住民税の賦課を行う。また、修正を伴う課税資料を収受した場合や、扶養状況の調査を行った結果等に基づき、賦課決定内容の更正を行う。 2. 通知事務 　事業所に対し特別徴収税額通知にて、個人に対し個人住民税納税通知書にて税額の通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、事業所、個人に対し変更・決定内容を通知する。 3. 情報照会・提供事務 　庁内関係部署、他自治体等関係機関と課税状況等の情報照会・提供事務を行う。 4. 証明発行事務 　納税者等からの申請により、賦課情報に基づく市・府民税課税証明書を発行する。
③システムの名称	税総合システム、個人住民税ファイリングシステム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバ）、中間サーバー、庁内連携システム、自動交付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、住民税申告支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
個人住民税ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 別表の24の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく主務省令の第2条の表の48の項 【提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく主務省令の第2条の表の1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市　市民生活部　市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
特に無し	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市　総務部　コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市　市民生活部　市民税課 072-841-1353
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［ ○ ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲）　第1項　別表第一（16項） 　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※）で定めるもの 　※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部 が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条） ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Ⅰ　関連情報 4．情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第19条（特定個人情報の提供の制限） 第7号 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ （第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」 が含まれる項）： 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、 48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ＜別表第二における情報照会の根拠＞ （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となって いるもの）	【照会】 ・番号法別表第2の27の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条） 【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、35、37、38、42、48、54、57、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3） ・同表の29、34、39、40、58、59、71、115の項 ・番号法第19条第8号	事前	
平成29年7月13日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における関連部署 ②所属長	門田　豊	岩崎　修二	事後	
平成29年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 4．情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の27の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条） 【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、35、37、38、42、48、54、57、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3） ・同表の29、34、39、40、58、59、71、115の項 ・番号法第19条第8号	【照会】 ・番号法別表第2の27の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条） 【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、22条の3、23条、24条、24条の3、24条の4、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3） ・同表の29、71、115の項 ・番号法第19条第8号	事後	
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における関連部署 ②所属長の役職名	岩崎　修二	市民税課長	事後	
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅳリスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 3．特定個人情報の使用 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 7．特定個人情報の保管・消去 8．監査 9．従業者に対する教育・啓発		1．基礎項目評価書及び全項目評価書 2．十分である 3．十分である 4．十分である 5．十分である 6．十分である 　十分である 7．十分である 8．〇自己点検、〇内部監査 9．十分である	事後	
令和4年11月24日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条） ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項 ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月24日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の27の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条） 【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、24条の4、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3） ・同表の29、71、115の項 ・番号法第19条第8号	【照会】 ・番号法別表第2の27の項 【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・番号法第19条第8号	事後	
令和4年11月24日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所　財務部　税務室　市民税課	枚方市　市民生活部　税務室　市民税課	事後	
令和4年11月24日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所　総務部　コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市　総務部　コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和4年11月24日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所　財務部　税務室　市民税課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市　市民生活部　税務室　市民税課 072-841-1353	事後	
令和4年11月24日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和6年4月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月1日時点	令和5年10月1日時点	事前	
令和6年4月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月1日時点	令和5年10月1日時点	事前	
令和6年4月10日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[〇]自己点検 [〇]内部監査 [ ]外部監査	[〇]自己点検 [〇]内部監査 [〇]外部監査	事前	
	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	税総合システム、個人住民税ファイリングシステム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバ）、中間サーバー、庁内連携システム、自動交付システム、eLTAXシステム、国税連携システム	税総合システム、個人住民税ファイリングシステム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバ）、中間サーバー、庁内連携システム、自動交付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、住民税申告支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	
	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 市民生活部 税務室 市民税課	枚方市 市民生活部 市民税課	事後	
	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	枚方市 市民生活部 税務室 市民税課	枚方市 市民生活部 市民税課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第１の16の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第１の9の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項 ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年５月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表の24の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	事後	
	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の27の項 【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・番号法第19条第8号	【照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく主務省令の第2条の表の48の項 【提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく主務省令の第2条の表の1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	